

松山市産後ケア事業のお知らせ

大切な赤ちゃんを亡くされた方に寄り添い、
ここからだのケアを助産師がサポートします。

＜利用できる方＞

医師による妊娠確定後に流産、死産等を経験された方で、松山市に住民票があり、流産・死産等の経験後 12 か月未満の産婦さん

※ただし、医療行為が必要な方は利用できません。

＜ケアの内容＞

・産婦さんのこことからだのケア ・産後の生活のアドバイス など

＜申込方法＞

- ＊オンライン申請（右の QR コードから申請をお願いします。）
- ＊保健師による訪問申請（下記お問合せ先にご連絡ください。）
- ＊郵送申請（市のホームページからダウンロード・ご記入の上、ご郵送ください。）

＜オンライン以外での申請時に必要なもの＞

- ①松山市産後ケア事業利用申請書
- ②代理の方が来所で申請される場合は、運転免許証等、身分を証明するもの
- ③減免対象の方のみ
 - ・非課税証明書（1 月 1 日現在、松山市に住民登録がない市民税非課税世帯の方）
 - ・保護受給証明書（生活保護受給中の方）

オンライン申請の
二次元コード



市ホームページの
二次元コード



＜ご利用の流れ＞

- ①利用申請（オンライン/訪問/郵送）
- ②申請受付
- ③申請内容や産婦さんの状況などを踏まえ、市が利用を認めた場合、助産師との調整を行い、利用を決定します。
- ④産後ケア事業の利用が認められると「松山市産後ケア事業利用決定通知書」が届きます。
- ④訪問する助産師から事前に連絡が入ります。訪問時間などをご相談ください。
- ⑤自宅で、助産師等のケアが受けられます。

※同一の助産師の訪問型を利用する場合、2 回目以降の申請は不要です。

助産師を変更する場合も、申請は不要ですが、市が調整を行いますので、下記お問合せ先にご連絡ください。

＜ケアの種類、自己負担額、回数＞

ケアの種類		利用可能回数	自己負担額
訪問型	10 時～17 時の間に 2～3 時間程度	7 回以内	1,000 円

＊愛媛助産師会所属の助産師が訪問します。駐車場の確保をお願いします。

＊非課税世帯は半額に減額、生活保護世帯は免除です。

＜利用の注意＞

利用日などの変更やキャンセルの場合は、訪問する助産師にご連絡ください。

キャンセル料が発生した場合は、自己負担となります。

お問合せ先

〒790-0813 松山市萱町 6 丁目 30 番地 5
松山市 こども家庭部 すくすく支援課 産後ケア事業担当
電話 089-911-1821
FAX 089-908-6588